

**知的財産管理技能検定1級〔特許専門業務〕過去問題・解答解説をご購入いただいた皆様へ**

第43回(2022年11月6日)以降の検定試験を受検される場合は、弊社が発行する知的財産管理技能検定1級〔特許専門業務〕過去問題・解答解説の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第43回	2022年11月6日(日)	2022年5月1日(日)
第32回	2023年3月12日(日)	2022年9月1日(日)

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
第31回・第32回 解答解説 問37 選択肢ウ	ウ：適切 日本国特許庁を受理官庁として英語で国際出願をした場合は、日本国特許庁かヨーロッパ特許庁のいずれかを国際調査機関として選択できる。	ウ：適切 日本国特許庁を受理官庁として英語で国際出願をした場合は、日本国特許庁かヨーロッパ特許庁のいずれかを国際調査機関として選択できる。 なお現在は、日本国特許庁、ヨーロッパ特許庁に加え、 <b>シンガポール知的財産庁かインド特許庁</b> のいずれかを国際調査機関として選択できる。
第34回・第36回 解答解説 問10 選択肢イ 追記	イ 適切	イ 適切 <b>なお、2020年の法改正により、民法404条の法定利率は年5分から年3分に引き下げられました。</b>
第37回・第38回 解答解説 問10 選択肢エ	エ 不適切 新規性喪失日から1年以内に特許出願Qを行う必要があり(特30条)、特許出願Pの出願日から1年以内では、新規性喪失日から1年以内にならない場合がある。 エ 不適切 <b>発明Dについては国内優先権主張の効果が得られないため、</b> 新規性喪失日から1年以内に特許出願Qを行う必要があり(特30条)、特許出願Pの出願日から1年以内では、新規性喪失日から1年以内にならない場合がある。	エ 不適切 <b>国内優先権の主張をするか否かに関係なく、</b> 新規性喪失日から1年以内に特許出願Qを行う必要があり(特30条)、特許出願Pの出願日から1年以内では、新規性喪失日から1年以内にならない場合がある。

別途、正誤表がありますので、そちらもあわせてご確認ください。

書籍正誤表 <http://www.upload-j.com/corrigenda>